

横浜市  
ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成16年10月

**横浜市**

CITY OF YOKOHAMA

## 「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

### はじめに

日本経済に若干の明るさがみられるとはいえ、いまだ厳しい経済状況に変わりなく、それに伴い、現在、自立の意思や能力がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。一方、こうしたホームレスの多くは、主に公園、河川、道路、駅舎等の公共施設を起居の場所として日常生活を送ることにより、公共施設の適正な利用が妨げられることや、地域社会とのあつれきが生じるなどの問題が発生しています。

こうした中、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」という。)が成立しました。この法に基づき、国は、「ホームレスの実態に関する全国調査」を行い、この結果を踏まえて、平成15年7月に、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付け、また、地方公共団体においては、必要があると認められるときは、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定しなければならないこととされています。

このため本市でも国の基本方針や神奈川県が策定した実施計画に即して、横浜市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図るため、実施計画を策定しました。

## 目次

第1 ホームレスに関する現状	1
1 ホームレス全国調査結果	1
(1) ホームレス概数調査結果	1
(2) 横浜市におけるホームレスの生活実態調査結果	1
2 ホームレス対策の現状	6
(1) 横浜市の対策経過	6
(2) 横浜市の主な対策事業	6
第2 ホームレス対策の推進方策	9
1 基本的な考え方	9
2 各課題に対する取り組み方針	10
(1) 就業機会の確保	10
(2) 居住場所の確保	11
(3) 保健・医療の確保	12
(4) 生活相談・指導	13
(5) 自立支援事業等	14
(6) 寿地区支援	15
(7) 緊急援護・生活保護	16
(8) 人権擁護	17
(9) 地域における生活環境の改善及び安全・安心の確保	18
(10) 市民や民間団体との連携等	18
第3 ホームレス対策の推進体制	19
1 庁内推進体制	19
2 庁外の関係機関との連携	19
(1) 国、神奈川県等関係機関との連携	19
(2) 民間団体との連携	19
3 実施計画の策定期間等	19
(1) 計画期間	19
(2) 実施計画の評価と次期計画の策定	19

## 資料編

ホームレス対策事業等の実績	20
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	21
横浜市ホームレス自立支援施設条例	26

## 第1 ホームレスに関する現状

### 1 ホームレス全国調査結果

国は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成 15 年 1 月から 2 月にかけて、「ホームレスの実態に関する全国調査」を行いました。

調査は、目視による概数調査と個別面接による生活実態調査からなり、生活実態調査は、全国でホームレス数が比較的多いと考えられる地方公共団体において、約 2,000 人を対象に行なわれました。横浜市においても、100 人を対象に実施しました。

#### (1) ホームレス概数調査結果

調査の結果、全国のホームレス数は 25,296 人であり、横浜市は 470 人でした。

指定都市(東京都 23 区含む)別では、多い都市から、大阪市(6,603 人)、東京都 23 区(5,927 人)、名古屋市(1,788 人)、川崎市(829 人)、京都市(624 人)、福岡市(607 人)に次いで、横浜市となっています。

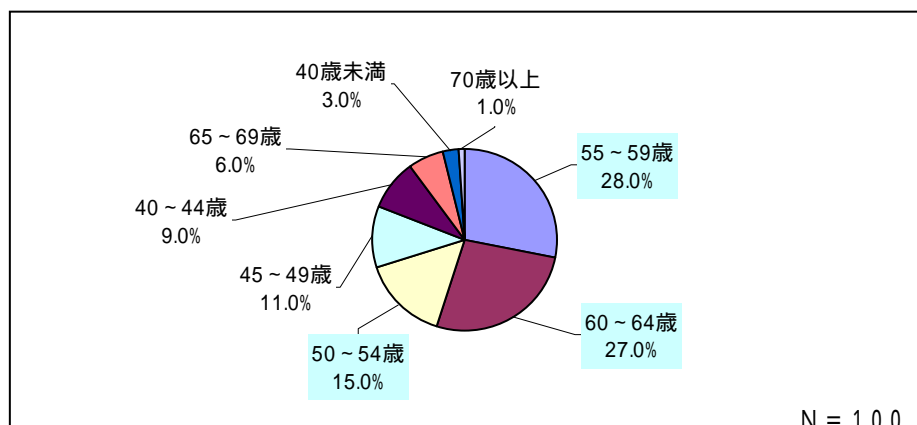
また、都道府県別では、多い順に大阪府(7,757 人)、東京都(6,361 人)、愛知県(2,121 人)となっており、次いで神奈川県(1,928 人)となっています。

#### (2) 横浜市におけるホームレスの生活実態調査結果

##### ア 年齢

ホームレスの平均年齢は 55.3 歳でした。また、50 歳から 64 歳までが 70.0%を占めています。

【ホームレスの年齢】



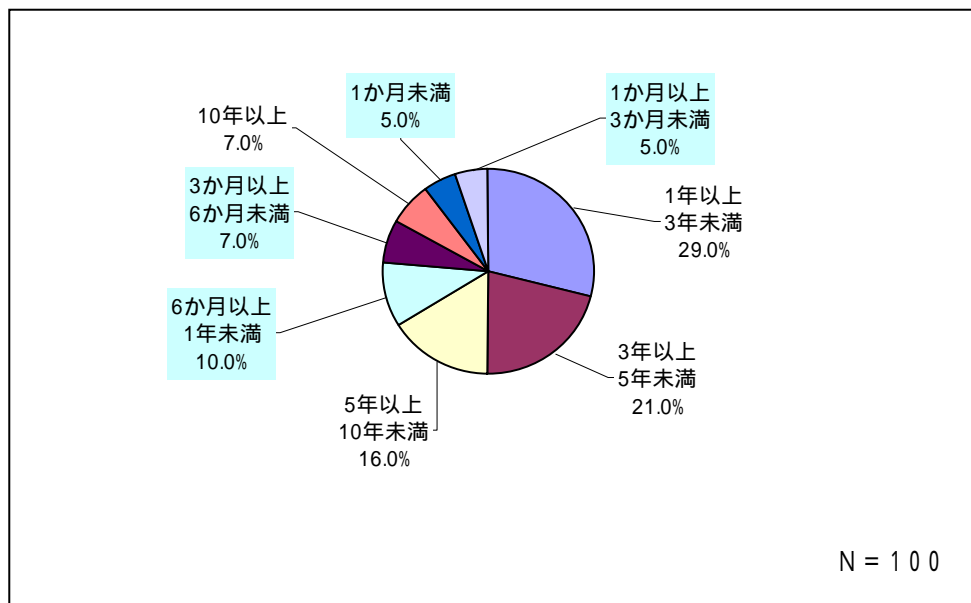
Nは調査対象者100名のうちの有効回答者数

## イ 野宿生活の状況

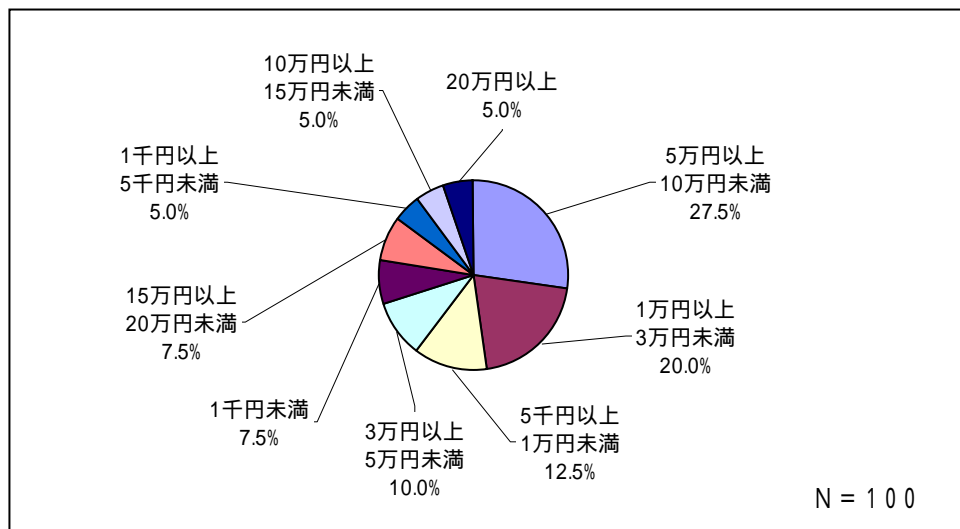
野宿場所が一定の場所で決まっていると回答した人は 91.0%でした。また、直近の屋外生活期間は、最も多い層は 1 年以上 3 年未満の 29.0%であり、1 年未満の人の合計は 27.0%でした。

仕事と収入の状況については、仕事をしていると回答した人は 40.0%でした。仕事内容は、建設関係が 40.0%、廃品回収が 35.0%となっており、月収は 5 万円以上 10 万円未満が 27.5%と最も多く、次いで 1 万円以上 3 万円未満が 20.0%となっています。

【直近のホームレス期間】



【月収】

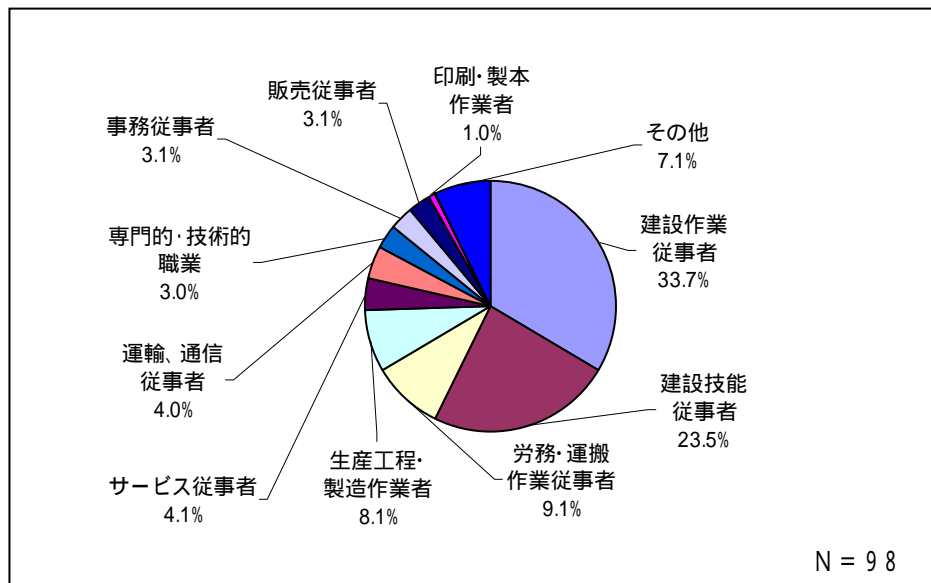


## ウ 野宿までのいきさつ

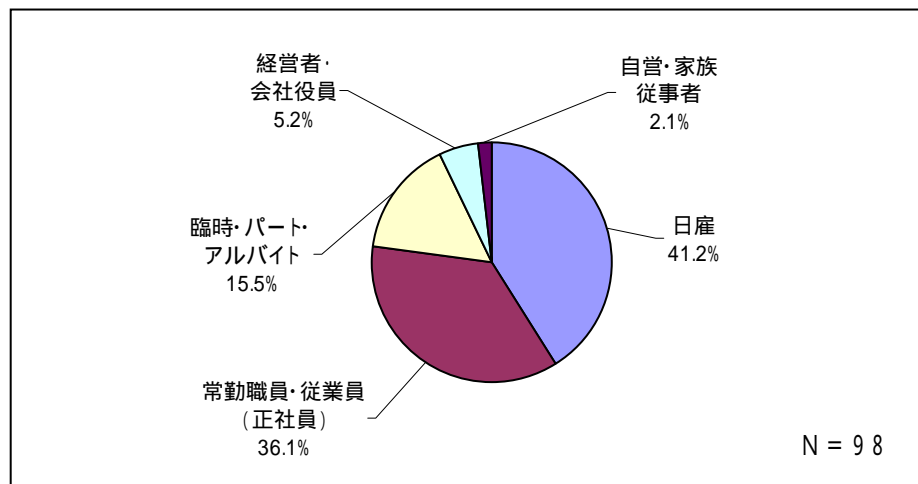
野宿生活直前の職業は、建設作業従事者、建設技能従事者が 57.2% を占めており、次いで労務、運搬作業従事者が 9.1%となっています。雇用形態は「日雇」が 41.2%で最も多く、次いで「常勤職員・従業員(正社員)」が 36.1%となっています。

また、野宿に至った理由としては、「仕事が減った」が 51.0%、「倒産・失業」が 22.0%です。

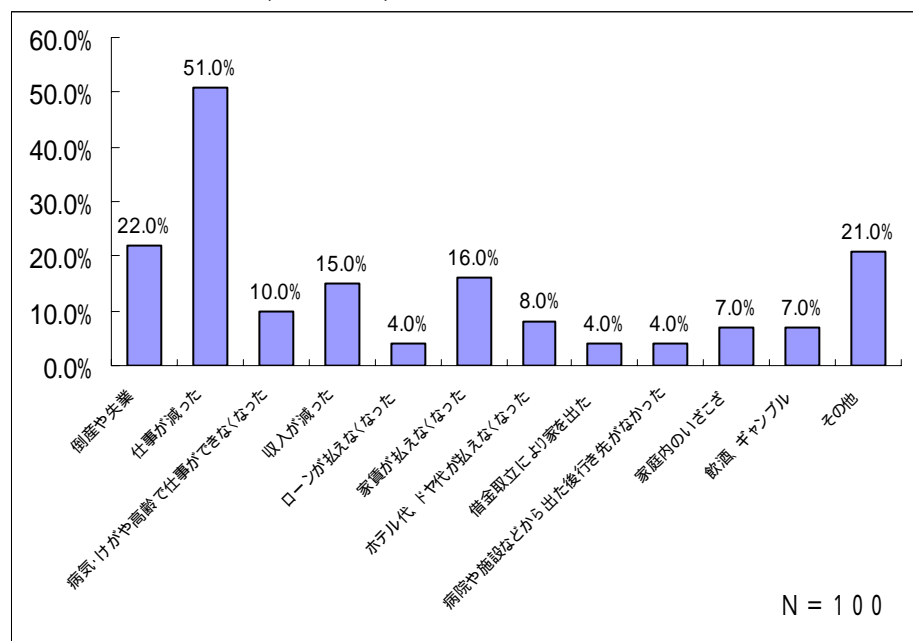
【野宿生活直前の職業】



【野宿生活直前の職業における雇用形態】



【野宿生活に至った理由(複数回答)】

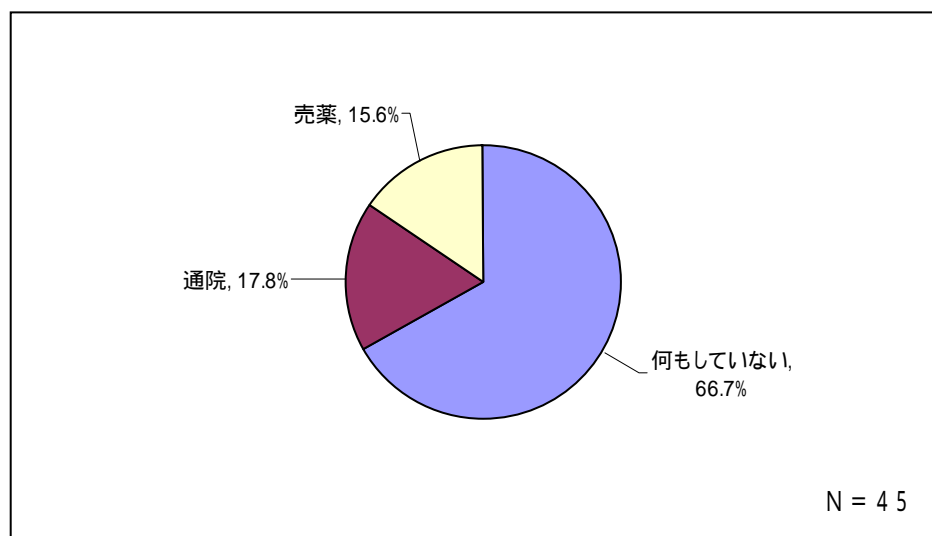


## エ 健康状態と福祉制度の利用状況

健康状態について、不調を訴えている人は 45%でした。このうち、治療を受けていない人は 66.7%でした。

福祉制度等の利用状況は、福祉事務所へ相談に行ったことのある人は 61.0%でした。また、自立支援センターを利用したいと思う人は 25.0%となっています。生活保護を受給したことのある人は 25.0%でした。

【身体の不調による対処方法】

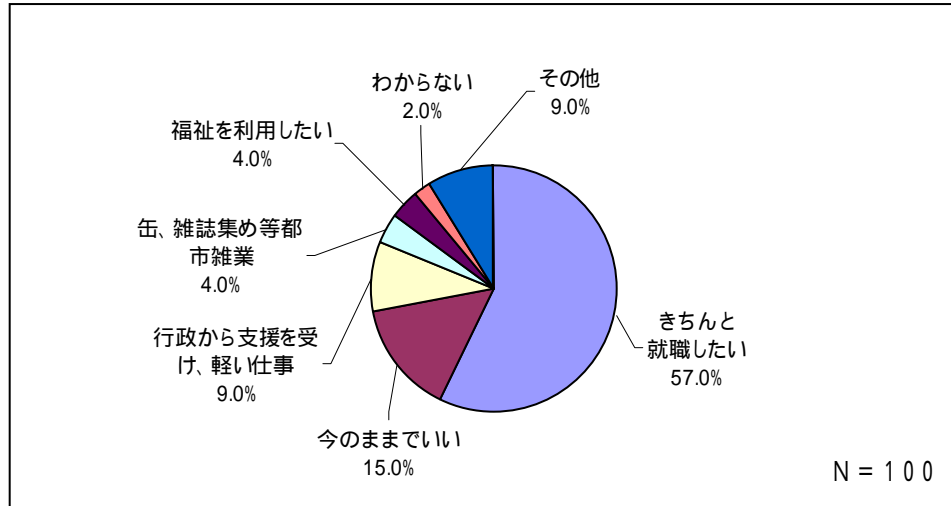




### オ 自立について

働いてきちんと就職したいという人は 57.0%でした。今のままでいいという者は 15.0%となっています。

【今後の希望】



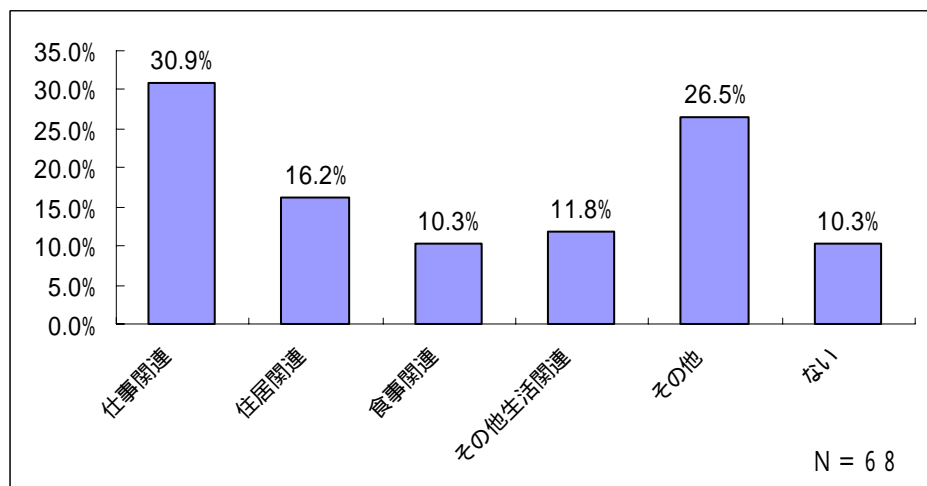
### カ 生活歴

結婚歴のある人(内縁含む)は、48.0%でした。また、この 1 年間で家族・親族と連絡が途絶えている人は 77.0%です。

### キ 行政への要望・意見

仕事関連が 30.9%、住宅関連が 16.2%となっています。

【行政への要望・意見(複数回答)】



## 2 ホームレス対策の現状

### (1) 横浜市の対策経過

横浜市では、経済状況の影響を受けやすい不安定な就労形態にある日雇い労働者が数多く生活している寿地区と呼ばれている簡易宿泊所の密集地域があります。

本市では、昭和58年に関係機関、関係局区で構成した「寿地区対策協議会」を設置し、その中の「福祉対策部会」で寿地区の様々な問題点を協議してまいりました。また、ホームレス問題も寿地区を中心に発生していたことから、ホームレス対策についても協議してきました。

バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷や建設業の機械化、さらにこの地域の人たちの高齢化などにより日雇労働に就けない人が増加し、この地区を中心にホームレス生活を余儀なくされた人が多数見受けられるようになりました。

こうしたなか、ホームレス問題は一地方自治体のみでの取り組みでは、人的、財政的にも限界を超えた状況に達しているとの認識から、国において、平成11年2月に関係省庁と関係都市で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置され、同年5月には、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」が取りまとめられ国と地方公共団体が一体となりホームレス問題に取り組むこととなりました。

横浜市においても、ホームレス問題が寿地区だけではなく全市的な問題となっていることや、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行などを踏まえ、新たに全庁的な協議の場である「ホームレス対策関係局区連絡会議」を平成14年10月に設置し、ホームレスの自立支援策を推進しています。

### (2) 横浜市の主な対策事業

#### ア ホームレス自立支援事業

市内のホームレス増加に伴い、平成6年から、従来の緊急一時保護事業(市内のホームレスに対する宿泊援護)と屋外生活者援護事業(主に中区で行う街頭相談によるホームレスの宿泊援護)を統合し、緊急一時宿泊所の運営を開始しました。平成12年度には、職業相談室の設置等、全国初の自立支援施設として機能強化を図り、さらに平成15年度には、寿地区内に移転、拡充し、現在に至っています。

自立支援施設においては、一定期間の入所の中で、次のような生活相談・指導及び就労援助等を通じてその自立を支援しています。

(ア) 宿泊及び食事等の提供

宿泊、食事、衣類、日用品等の提供を行っており、入所期間は原則30日間、最大で180日間までの入所が認められています。

(イ) 住宅相談

全日本不動産協会横浜支部から相談員を派遣してもらい、保証人が必要のない賃貸物件情報の提供などの住宅相談を行っています。

(ウ) 職業相談

公共職業安定所の職業相談員による職業相談等を行っております。また、国が実施する、日雇労働者等技能講習に協力し、技能の向上等による就労の実現を図っております。

さらに、就職面接のための交通費や、就職支度金等の支給又は貸付を行っています。

(エ) 健康相談

健康診断や、看護師による体調、服薬等の健康相談を行い、心身の健康回復、維持に努めております。

イ ホームレス総合相談推進事業

(ア) ホームレス巡回相談指導事業

昭和54年11月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対し、必要な助言、指導等を行う目的で夜間街頭相談を開始し、平成6年11月からは、関係局区と自立支援施設が連携し、毎月2回程度、関内駅周辺及び横浜駅周辺等において実施してきました。

平成16年4月には、ホームレス巡回相談室(以下「巡回相談室」という)を新たに設置し、夜間街頭相談との統合を図るとともに、区福祉保健センター及び施設管理者等と連携して相談員が市内の巡回を行い、ホームレスに対して面談の実施や必要な助言・指導を行っています。

(イ) ホームレス総合相談推進協議会

巡回相談指導事業を効果的に行うために、行政、ホームレス支援団体、地域住民、学識経験者を委員とする「ホームレス総合相談推進協議会」を設置しています。

ウ 寿地区対策事業

(ア) 寿地区緊急援護対策事業

中区福祉保健センターにおいて、原則として寿地区の日雇労働者などの人で生活に困窮した人たちに対し、面接の上、緊急援護として給食援護を実施しています。

さらに、自立支援施設の入所待機者に対して、宿泊援護を行っており、ホームレス対策としての機能も有しています。

(イ) 年末年始対策事業

年末年始の休庁期間中、寿地区に居住する日雇労働者等の人たちで医療や宿泊・給食援護を必要とするなど、生活に困窮する人に対して生活、健康などの各種の相談を行い、必要な援助を行っています。

(ウ) 寿生活館運営事業

ホームレスや簡易宿泊所宿泊者などの福利厚生の上昇を図ることを目的として、シャワー室、洗濯室、娯楽室等を設置しています。

(エ) 寿福祉プラザ生活相談事業

ホームレスや簡易宿泊所宿泊者などに対する生活相談や健康相談等を実施し、必要に応じて関係機関と連絡・調整を行っています。

エ 保健医療対策

(ア) 保健医療対策

寿地区居住者やホームレスが、福祉保健センターや、寿福祉プラザなどに相談があった場合、面接相談を実施し、医療機関への受診が必要な場合には必要に応じて医療機関へつなげるなどの対応を行っています。

(イ) 結核対策

結核罹患率の高い、寿地区居住者やホームレスを対象に、寿地区及び横浜市中心部で、福祉保健センターが結核検診を定期的実施しています。

また、衛生局では、寿地区の結核患者の治療を確実にを行うため、独立行政法人国立病院機構南横浜病院などの結核専門医療機関や中区福祉保健センターと連携し、寿地区内の(財)寿町勤労者福祉協会診療所において横浜市DOTS事業(結核の直接服薬確認療法)を平成11年度から実施しています。

## 第2 ホームレス対策の推進方策

### 1 基本的な考え方

国によると、全国調査の結果ホームレスとなった要因は大きく分けると主に以下の3つとなります。

- ・自立する意欲も能力もあるが、雇用情勢等が悪化し失業状態にあること、
- ・高齢や疾病等のため自立のためには、医療や福祉の援護の必要があること、
- ・これまでの生活環境等により社会生活を望まなくなったこと

この主な3つの要素が複雑に絡み合い、更に昨今の経済の低迷に伴う経済情勢の悪化、家族、地域住民とのつながりの希薄化、ホームレスに対する社会的な排除等が背景となって、問題が顕在化してきたとしています。

さらに横浜市の場合、経済状況の悪化による不況の長期化により、常用雇用から失業してホームレス生活を余儀なくされた人の問題だけでなく、経済状況の影響を受けやすい不安定な就労層である寿地区の日雇労働者の問題があります。

ホームレス対策を実施するにあたっては、このような要素、要因を踏まえ次のことを横浜市の基本的な考え方とします。

ホームレスの人たちが、自らの意志により、安定した生活が営め、ホームレスから脱却し自立できるよう支援します。

寿地区を中心とした不安定な就労層をホームレスにさせないための支援等を行っていきます。

ホームレスの人たちの基本的人権を尊重し、広報活動等を行いホームレスの人権擁護に努めるとともに、地域の環境改善や、ホームレス、市民相互の安全・安心の確保を行います。

以上3つの基本的な考え方に基づき、ホームレス自立支援施設の運営を中心とした「ホームレス自立支援事業」をはじめとし、これまで取り組んできた施策をより一層進め、次の10の取り組みを主な取り組みとして、ホームレスの人たちの自立の支援等に関する施策を推進します。

## 2 各課題に対する取組方針

### (1) 就業機会の確保

本市の実態調査において、「働いてきちんと就職したい」人が半数以上であったことを踏まえ、ホームレスに対する就労支援は、その自立のために必要不可欠であると考えます。

そこで、就労の意思があり、就労可能な健康状態であるホームレスに対しては、個々のニーズや職業能力等に応じた職業紹介を行うなどの就業機会の確保の支援が必要です。

ア 自立支援施設において、指導員による就職のための各種相談や、面接などの指導を行い、公共職業安定所の職業相談員による職業相談等を通して、安定した就職を実現するための支援を行います。

イ 国や神奈川県など関係機関と連携し、自立支援施設の入所者を対象とした技能講習やトライアル雇用事業等に協力します。

ウ 自立支援施設において常勤就労を果たし、退所した者に対するアフターケアについて、巡回相談指導事業の一環として位置付け、必要に応じ職場、または自宅への訪問活動等を行い、安定した生活ができるよう、相談・指導に努めます。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
福祉局、国	推進				
	(但し、ウについては) 実施				

(2) 居住場所の確保

自立支援施設における支援の結果、地域社会で自立した生活を営むことが可能となったにもかかわらず、住所がないこと、保証人が確保できないことなどから、民間賃貸住宅などへの入居が困難な状況が多く見られるため、その支援を行う体制の確保が必要です。

ア 自立支援施設において、民間住宅に入居する際に、保証人が確保できないホームレス等に対して、全日本不動産協会横浜支部から派遣された住宅相談員による保証人の必要な賃貸物件の相談等を行います。

イ 自立支援施設退所後の居所設定のために、個々のニーズに合った民間住宅の情報提供に努めます。

ウ 保証人が確保できない等を理由に、民間住宅への入居に困窮しているホームレス自立支援施設退所予定者等に対して、横浜市、民間保証会社、関係機関等が連携し、入居保証及び居住支援等を行う「横浜市民間住宅あんしん入居事業」を実施し、入居の機会の確保及び安定した居住の継続を図ります。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
福祉局、建築局	推進				
	(但し、ウについては) 実施				

(3) 保健・医療の確保

実態調査の結果、身体の不調を訴える人が約半数おり、そのうち医療機関に受診していないものが約7割となっています。ホームレス状態であることにより、医療機関等に受診する必要があるにも関わらず、受診できない人に対する医療制度の確保が必要です。

ア 巡回相談室が行う巡回相談に看護師等が同行し、健康状態の把握および健康相談を行い、必要に応じ福祉保健センターと連携します。福祉保健センターは医療機関への受診指導等に努めると共に、必要に応じ生活保護法の医療扶助を適用します。

イ 自立支援施設においては、入所者を対象に医療機関での健康診断を実施します。専属の看護師により日常の健康相談を実施し、必要に応じて医療機関への受診を指導します。

ウ 衛生局と各区福祉保健センターが連携して、ホームレス対象の結核検診を実施し、結核の早期発見に努め、適正な医療を受けられるよう支援します。

エ 医療の中断リスクが高い結核患者について、医療機関とも連携をとり、入院中から退院後の治療終了まで服薬確認を行い、結核の適切な治療を支援します。

オ 無料低額診療事業(社会福祉法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業をいう。以下同じ。)を行う施設の活用を図ります。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
衛生局、福祉局、福祉保健センター	推進				
	(但し、アについては) 実施				



#### (4) 生活相談及び指導

ホームレスには、生活困窮や医療等の、様々な相談ニーズがあることや、本市で実施する施策の情報が伝わりにくい状況にあることから、相談窓口を複数確保し、ホームレスの各種相談や情報提供が効果的に行なえる体制を整える必要があります。

ア 巡回相談室の相談員が、関係機関等と協力しながら、ホームレスが起居する場所に巡回し、相談指導を行い、必要な援助が受けられるよう、その自立を支援します。

イ 民間、学識経験者、行政で構成するホームレス総合相談推進協議会において、巡回相談指導事業の事業内容等を検討・協議し、巡回相談指導を効果的に行うよう努めます。

ウ ホームレス又はホームレスになるおそれのある人から、各区福祉保健センターに住居の相談や生活保護等の相談があった場合には、対象者の状態を判断したうえ、関係機関と連携してホームレスからの脱却や、ホームレスにならないよう未然防止に努めます。

エ 寿地区内の相談窓口である寿福祉プラザ相談室において、自立支援施設や各区の福祉保健センターと協力しながら、生活の安定のための様々な相談や情報提供を行います。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
福祉局、福祉保健センター	推進				
	(但しAについては) 実施				

(5) ホームレス自立支援事業等

自立支援施設の運営を中心としたホームレス自立支援事業を本市のホームレス対策の中核と位置づけ、施設の効果的な運営に努めるとともに、個々の事情に対応した自立を支援します。

ア 自立支援施設において、宿所、食事等の日常生活上必要なサービス等を提供し、本人の自立に向けた環境を整えます。

また、入所者に対するアセスメント方法の工夫等により、個々のニーズの的確な把握に努め、ニーズに合わせた支援に努めます。

さらに、アルコール依存や金融機関からの借金を返済できない状況など、自立を阻害する問題を抱える人に対し、その解決を図るため、デイケアや自助グループへの参加や、法律相談所の紹介など、きめ細かな相談援助を行ないます。

イ 自立支援施設を利用したにもかかわらず、就労できず、かつ就労できる見込がたたない人に対しては、本人の意思を尊重しつつ、福祉保健センターと自立支援施設が連携して、施設退所後の検討を行ない、再び野宿生活に戻らないための支援に努めます。

ウ 自立支援施設への入所を拒否する人や、これまでの生活環境等により社会生活を望まなくなった人に対しては、巡回相談室、福祉保健センター及び関係機関等との連携により、積極的に施設入所を働きかけます。

エ 女性ホームレスに対しては、その背景にある家族問題などにも十分に配慮し、女性福祉相談員や婦人保護施設等とも連携し対応します。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
福祉局、福祉保健センター	推進				

**(6) 寿地区支援**

寿地区には、日雇労働等の不安定な就労形態や、健康上の問題をかかえ、ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者が多数生活していることから、これらの人がホームレスとならないよう、支援することが必要です。

ア 地区内の寿福祉プラザ相談室において、各種相談に対応すると共に、地区内のニーズを把握し、関係機関や民間団体等と協力しながら、寿地区居住者の生活の安定と向上を図っていきます。

イ 年末年始の休庁期間中、緊急に援護が必要な人に対して、福祉局と福祉保健センターが連携して、給食、宿泊、医療等の各種相談を行い、必要な援助を行います。

ウ 本市が発注する公共工事を受注した業者に対して、寿地区の日雇労働者の雇用を推奨します。

エ 中区福祉保健センターにおいて、介護予防・生活支援を目的としたサービスの提供や生活習慣病の予防や健康増進のための食生活を学ぶ講座などを実施します。また、寿地区で特に重点的に実施すべきテーマである結核予防やアルコール問題などの健康講座を関係機関と連携して実施します。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
福祉局、福祉保健センター	推進				
	(但し、エについては) 実施				

**(7) 緊急援助及び生活保護**

ホームレス状態にある人のなかには、その心身の健康保持等のため、緊急的な援助が必要となる場合があります。また、必要に応じて生活保護の活用によりその自立を支援します。

ア ホームレスの個々のニーズを把握した上で、自立に向けての支援の必要性を検討します。

イ 個別の状況に応じて自立支援施設や無料低額宿泊所への入所等を検討し、必要に応じて生活保護を実施するとともに自立に向けた支援を行います。

ウ 入院医療等が必要な状態と判断された場合には、医療機関への入院措置を行い適切な保護を実施します。

エ 施設や簡易宿泊所等からアパートなどの居宅生活への移行について、多面的に検討します。

オ 中区において実施している給食援助等の緊急援助については、その趣旨に沿った効果的な運用が図られるよう検討を行います。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
福祉局、福祉保健センター	推進				
	(但しオについては) 検討	実施			

(8) 人権擁護

ホームレスに対する偏見・差別意識は、社会全体に根強くあり、ホームレスに対する暴力や、嫌がらせなどの事件の背景となっていると考えられます。

このため、本市においても市民の理解と協力を得ながらホームレスの人権擁護について取り組む必要があります。

ア 人権尊重の意識を育む啓発を体系的・計画的に行うことを目的とした、「人権啓発推進計画」を平成15年度に策定しましたが、その中で、ホームレスの問題を取組むべき人権問題として位置づけており、偏見や差別意識をなくしていくため、「広報よこはま」などを通じて人権啓発を行います。

さらに、学校においても、生命尊重を基本とした人権教育の推進を図ります。

イ 自立支援施設等の利用者に対しては、施設内における人権の尊重に努めます。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
市民局、教育委員会事務局 福祉局	推進				

(9) 地域の生活環境の改善及び安全・安心確保

ア ホームレスが起居の場所とすることにより、公共施設の適正な利用が妨げられているような場合は、道路、公園等の施設管理者を中心に、各関係局、福祉保健センター、巡回相談室等の関係機関やホームレスの自立支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視、テント・小屋掛け等の物件の撤去指導等を行い本来の適正な利用を確保します。

イ 主に、中区などにおいて、テント・小屋掛けなどで定住しているホームレスを対象に、緊急一時宿泊施設(シェルター)を設置し、ホームレスの健康状態の悪化防止やホームレス状態からの脱却を促進するとともに、公共施設の適正な利用の確保を図ります。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
道路局、緑政局、交通局、福祉局、福祉保健センター	推進				
	(但し、イについては) 実施				

(10) 市民や民間団体との連携

地域の実情を把握している民生委員や、町内会及びホームレスの支援を行う民間団体等に対して協力を求め、連携に努めます。また、総合相談推進事業等においても、協議や意見交換を行い、ホームレスの自立の支援のための協力・連携に努めます。

主な実施主体	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
福祉局、福祉保健センター	推進				

### 第3 ホームレス対策の推進体制

#### 1 庁内推進体制

ホームレス対策の円滑な推進を目的として設置した全庁的な組織「ホームレス対策関係局区連絡会議」において、この計画の実施に向けた事業の検討、調整、及び推進に取り組んでいきます。

構成 12局7区 総務局、市民局、福祉局、衛生局、環境事業局、緑政局、都市計画局、道路局、港湾局、建築局、交通局、教育委員会事務局、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港北区、戸塚区

#### 2 庁外の関係機関との連携

##### (1) 国、神奈川県等関係機関との連携

計画を実施するにあたっては、国、神奈川県等関係機関と連携・協力するとともに、計画が効率かつ効果的に進むよう、関係機関に対して各種施策の情報提供を積極的に行うことを求めるとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう協力を求めます。

##### (2) 民間団体との連携

計画を実施するにあたっては、地域団体、社会福祉法人、NPO、ホームレス支援団体などと連携し、その団体の施設や知識、人材等を活用するなど協力を求めます。

#### 3 実施計画の計画期間等

##### (1) 計画期間

この実施計画の計画期間は基本方針を踏まえ、平成16年度の計画策定後から5年間とします。

ただし、国の基本方針及び神奈川県の実施計画の変更や、事業遂行上の必要により、本計画を見直す必要が生じたときはこの限りではありません。

##### (2) 実施計画の評価と次期計画の策定

実施計画の計画満了前に、ホームレスの実態調査を行うなど状況を客観的に把握するとともに、関係者や有識者等の意見を聴取して、これを参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。

評価結果は公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。

## ホームレス対策事業等の実績

### 1 ホームレス概数調査結果年度別推移

調査年月	11年8月	12年8月	13年8月	14年8月	15年1月	15年8月
男性(人)	786	617	595	700	460	523
女性(人)	8	10	7	12	10	8
総数(人)	794	627	602	712	470	531

### 2 自立支援施設利用実績

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
入所延べ人数	2,402	2,107	2,504	2,474	2,022

施設定員は、平成11年度104人、平成12年度204人、平成15年6月から226人で運営しています。

### 3 自立支援施設における職業相談事業による実績

年度	12年度	13年度	14年度	15年度
新規求職申込件数	71	115	138	275
相談件数	181	226	289	1,050
紹介件数	56	75	100	444
常用就労決定件数	18	32	27	140

平成12年度から職業相談事業を開始

### 4 夜間街頭相談実績

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
実施回数	25	25	24	27	24
相談件数	1,547	1,567	1,284	1,413	1,368

### 5 給食援護・宿泊援護実績

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
給食援護	964	725	695	752	872
宿泊援護	504	374	365	453	554

数字は1日あたりの発行枚数



# ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

## 目次

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九条)

第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条 第十四条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきを生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

#### (ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談

及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施とその他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の至急その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力することに等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

### (基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレスの自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

### (実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 横浜市ホームレス自立支援施設条例

制定 平成15年2月25日条例第1号

(設置)

第1条 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ(以下「自立支援施設」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第2条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) ホームレスに対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) ホームレスに対する生活に関する相談及び指導
- (3) ホームレスに対する健康に関する相談及び指導並びに健康診断
- (4) ホームレスに対する雇用の場の確保に関する指導及び支援
- (5) ホームレスに対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(利用の許可)

第3条 自立支援施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

- (1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

4 第1項の許可の手続きについて必要な事項は、規則で定める。

(利用の制限等)

第4条 市長は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(管理委託)

第5条 自立支援施設の管理に関する事務は、規則で定める公共的団体に委託する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。